

(介 60)

平成 25 年 9 月 9 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

高杉 敬久

東日本大震災に伴う介護療養型医療施設の指定に係る
特別措置の満了日の延長について

被災地における指定居宅サービス事業者の指定等につきましては、平成 25 年 2 月 8 日付(介 67)「東日本大震災に伴う指定居宅サービス事業者の指定等に係る満了日の再延長について」にて、平成 25 年 2 月 28 日とされていた満了日を平成 25 年 8 月 31 日まで再延長し、平成 25 年 9 月 1 日以降におけるさらなる延長については、サービスの質の確保等に鑑み、指定介護療養型医療施設の指定に係るものを除き行われたい予定とされている旨、ご連絡申し上げたところであります。

介護療養型医療施設については、平成 23 年に成立した介護保険法の一部改正により、平成 24 年度以降の新規の指定が認められていないことから、本年 9 月以降の当該措置の取扱いについては、指定介護療養型医療施設の指定に係る部分のみ平成 26 年 2 月 28 日まで延長されることとなりました。

つきましては、本件につき貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「東日本大震災の被害者の介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について」の送付について

(老老発 0830 第 1 号 平 25. 8. 30 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

以上

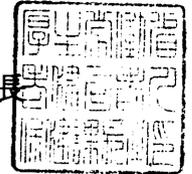


老老発0830第1号

平成25年8月30日

公益社団法人日本医師会会長
横倉 義武 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「東日本大震災の被害者の介護保険法第41条第1項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について」の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の事務連絡を平成25年8月30日付けで各都道府県知事宛て送付いたしましたので、その趣旨を御了知いただき、傘下会員に対する御周知方よろしくお願いいたします。

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

東日本大震災の被害者の介護保険法第41条第1項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について

東日本大震災の被害者の介護保険法第41条第1項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令（平成25年政令第247号）が本日公布されたところである。

改正の趣旨及び留意点は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底の上、適切な対応方御配意願いたい。

記

第1 改正の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）第3条第4項の規定に基づき、東日本大震災の被害者の介護保険法第41条第1項本文の指定等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令（平成23年政令第274号。以下「令」という。）において、東日本大震災の被害者の権利利益に係る満了日を平成25年8月31日と定めたところである。

今般、令における延長期日の翌日以降においても満了日の延長の措置を継続して実施する必要がある指定介護療養型医療施設の指定に係る権利利益について、延長期日をさらに延長するため、令を改正し、その期日を平成26年2月28日まで延長することとした。

第2 留意事項

- 1 「東日本大震災の被害者の食品衛生法第52条第1項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（平成25年2月6日老発0206第1号厚生労働省老健局長通知）第3の3のとおり、令に規定する権利利益のうち、指定介護療養型医療施設の指定を除くものについて、サービスの質の確保等に鑑み、更なる延長を行わない。そこで、今回延長を行わないサービスの事業所がある都道府県においては、これらの介護サービス事業者に対して、以下について御配慮いただきたい。
 - ・ 警戒区域等に事業所がある等の事情により、指定の更新の申請を行うことが出来ず、指定等の効力が失われた事業所等（以下「失効事業所等」という。）が新たに指定等の申請を行う際は、既に都道府県知事等に提出している事項に変更がない場合についてはこれらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出がなされたものとする
 - ・ 失効事業所等による新たな指定の申請を受け、都道府県知事等が指定を行う際は、当該事業所等に付番されていた事業所番号を再付番すること
- 2 改正前の令と同様、東日本大震災の被害者が令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置を受けるためには、当該者に対し、当該者の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面（特措法第3条第3項に規定する書面をいい、以下「申請書」という。）による満了日の延長の申し出を行わせる必要がある。

なお、申請書については、保有する権利利益、特定非常災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問わず、また、申請書の記載事項については、必要な事項が簡潔に記載されていれば適当なものとして受理することとして差し支えない。
- 3 令に基づく特定権利利益に係る満了日の延長措置は、特措法第3条第4項に基づき、被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置であるので、通常の手続きにより介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定等の更新を行うことのできるものについては、令に基づく延長の措置を適用することなく、介護保険法により指定等の更新を行うこととされている。